

## パブリックコメント募集

---

# 石狩市税条例等の改正 (わがまち特例の割合の設定) について

---

平成29年7月1日から31日まで

石狩市役所 財政部 税務課

# 1 改正概要

平成29年3月31日に「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」(平成29年法律第2号)が公布されたことに伴い、石狩市税条例(昭和29年条例第20号)及び石狩市都市計画税に関する条例(昭和60年条例第26号)の一部について改正が必要となりました。改正が必要となった事項のうち、新たに導入されたわがまち特例における割合については自治体の自主的な判断により税率等を定めるものであり、納税義務者の支払う税額に影響を与えるため、7月1日から31日までの1ヶ月間、皆様の意見をお伺いしたのち、石狩市議会において石狩市税条例等を改正する条例案を提案することとします。

## 2 保育の受け皿整備の促進のために導入されたわがまち特例について定めます

### (1) あらまし

今回の地方税法の改正により保育の受け皿整備の促進のため、固定資産税・都市計画税上の優遇制度を与えるわがまち特例が導入されました。地方税法におけるわがまち特例は、課税標準の特例割合の下限及び上限(可能範囲)並びに参酌すべき割合(参酌基準)を示した上で市が条例で割合を定めることとしています。

### (2) 家庭的保育事業等におけるわがまち特例の割合

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(定員5人以下)(以下これらをまとめて「家庭的保育事業等」といいます。)の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税・都市計画税については、これまで課税標準額を1/2とする特例割合が定められていましたが、今回の地方税法の改正で次のとおりわがまち特例が導入されました。

#### 【地方税法の改正における家庭的保育事業等の特例割合】

区 分	改正前 特例割合		改正後 参酌基準 (可能範囲)
家庭的保育事業	1/2	⇒	1/2 (1/3~2/3)
居宅訪問型保育事業	1/2	⇒	1/2 (1/3~2/3)
事業所内保育事業(定員5人以下)	1/2	⇒	1/2 (1/3~2/3)

今回の3区分については、石狩市において多様化する保育ニーズに対応する観点から、特例の割合を1/3と定めます。

(3) 企業主導型保育事業におけるわがまち特例の割合

次のとおり企業主導型保育事業における固定資産税・都市計画税のわがまち特例が創設されました。

地方税法の概要（企業主導型保育事業）	
対象者	H29. 4. 1～H31. 3. 31 の間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等
対象資産	当該事業の用に供する土地・家屋・償却資産
参酌基準（可能範囲）	1/2（1/3～2/3）
適用年限	課税当初5年限り

石狩市において多様化する保育ニーズに対応する観点から、特例の割合を1/3と定めます。

(4) 今回の改正が適用される時期

平成30年度課税から適用となります。

### 3 市民緑地制度創設に伴うわがまち特例について定めます

(1) あらまし

民間活力を活かした都市と緑・農が共生するまちづくりを推進するための所要の措置の一端として、今回の地方税法の改正により、市民緑地に対する固定資産税・都市計画税上の優遇制度を与えるわがまち特例が導入されました。地方税法におけるわがまち特例は、課税標準の特例割合の下限及び上限（可能範囲）並びに参酌すべき割合（参酌基準）を示した上で市が条例で割合を定めることとしています。

(2) 市民緑地に対するわがまち特例の割合

次のとおり市民緑地に対する固定資産税・都市計画税のわがまち特例が創設されました。

地方税法の内容（市民緑地）	
対象者	緑地保全・緑化推進法人
対象資産	都市緑地法等の一部改正法の施行の日～H31. 3. 31 の間に認定計画に基づき設置した市民緑地（土地）
参酌基準（可能範囲）	2/3（1/2～5/6）
適用年限	課税当初3年限り

石狩市においてこの参酌基準を変更する固有の事情がないと認められることか

ら、地方税法で参酌すべきとして示された割合（2/3）で定めます。

- (3) 今回の改正が適用される時期  
平成30年度課税から適用となります。

**ご意見をお待ちしております**

## パブリックコメント（意見募集）要領

- 1 市民参加手続きのテーマ  
石狩市税条例等の改正について
- 2 意見の提出先  
石狩市役所企画経済部企画課  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
電話：0133-72-3161 ファクシミリ：0133-74-5581  
Eメール：kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp
- 3 意見の提出方法  
氏名、住所及び連絡先を明記した上で、文書持参、郵送、ファックス、Eメール、音声ファイル又は録音テープのいずれかにより提出してください。
- 4 意見募集期間  
平成29年7月1日（土）から同月31日（月）まで（31日間）
- 5 意見提出者の範囲  
年齢・性別・居住地などの制限はなく、どなたでも提出できます。
- 6 意見の検討結果の公表  
平成29年9月中に公表予定
- 7 市の原案  
1ページから4ページのとおり
- 8 原案の概要  
平成29年3月の地方税法の改正に伴い、石狩市税条例及び石狩市都市計画税に関する条例の改正が必要となった事項のうち固定資産税及び都市計画税において新たにわがまち特例として加わった部分について、皆様の意見をお伺いします。